

各種助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）は、助成対象者が、全国又は国際レベルのスポーツ大会等（以下「競技大会等」という。）の出場に要する経費を助成するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、助成対象者とは県内において障がい者スポーツに親しみ、競技大会等に出場する以下の個人及び団体 をいう。

- (1) 競技大会等に出場する個人（福島県内在住者に限る。）
- (2) 競技大会等に出場する団体（活動の本拠地が福島県内にあり、出場選手（補欠選手を含む。以下同じ。）の人数の4分の3以上（1人未満切捨て）が福島県内在住者で構成されている団体に限る。）

(助成の対象及び助成額)

第3条 助成金は、助成対象者が次の各号に掲げる競技大会等（以下「助成対象大会」という。）に出場する場合に、当該助成対象大会の出場に要する経費について、助成対象者に対して交付するものとし、その額は、理事長が別に定める額とする。

- (1) 海外（アジア地域外）で行われる国際大会レベルの競技大会等
 - ア 競技大会等に出場する個人 50,000円以内（介助者（18歳以上の者に限る。以下同じ）がいる場合は介助者1人につき50,000円以内を加算）
以内を加算）
 - イ 競技大会等に出場する団体 選手1人につき50,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき50,000円以内を加算）
- (2) 海外（アジア地域（国内を除く。））で行われる国際大会レベルの競技大会等
 - ア 競技大会等に出場する個人 30,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき30,000円以内を加算）
 - イ 競技大会等に出場する団体 選手1人につき30,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき30,000円以内を加算）
- (3) 国内で行われる国際大会レベルの競技大会等
 - ア 競技大会等に出場する個人 10,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき5,000円以内を加算）
 - イ 競技大会等に出場する団体 選手1人につき10,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき5,000円以内を加算）
- (4) 全国大会レベルの競技大会等
 - ア 競技大会等に出場する個人 3,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき3,000円以内を加算）

イ 競技大会等に出場する団体 選手1人につき3,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき3,000円以内を加算）

(5) 東北大会レベルの競技大会等

ア 競技大会等に出場する個人 2,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき2,000円以内を加算）

イ 競技大会等に出場する団体 選手1人につき2,000円以内（介助者がいる場合は介助者1人につき2,000円以内を加算）

2 前項の各助成対象大会に係る助成対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 旅費

(2) 宿泊費

(3) 大会参加費

(4) その他特に必要と認められる経費

3 第1項の規定にかかわらず、同一年度内において、同一の助成対象者に対する助成金の交付回数は年2回を限度とし、合計交付金額は100,000円を上限とする。

（申請書の様式）

第4条 申請書は様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付して、参加する大会の開催前までに提出するものとする。

(1) 収支予算書

(2) 開催要項

(3) 出場者の氏名及び住所がわかる書類

2 申請書の部数は1部とする。

3 助成対象者は、提出した申請書の内容を変更若しくは中止する場合は、変更（中止）承認申請書（様式第2号）を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、助成額の増額を伴わない助成対象経費の変更をする場合は、変更（中止）申請書の提出は要しない。

（決定の通知）

第5条 前条の規定により申請書が提出された場合、理事長は速やかに審査のうえ、適正と認める場合には交付決定を行い、様式第3号により通知するものとする。

（完了報告書の様式等）

第6条 完了報告書は様式第4号によるものとし、次に掲げる書類を添付して、事業終了後速やかに提出するものとする。

(1) 収支決算書

(2) 実施報告書

2 報告書の部数は1部とする。

（交付金の支払い）

第7条 理事長は、前条により提出された完了報告書等を審査の上、適正と認めた場合は助成対象者に対して交付金を支払う。なお、収支決算の状況により、当初決定した助成交付金額が変更となる場合は、確定した交付金額を合わせて通知することとする。

(交付決定の取消)

第8条 理事長は、助成金の交付決定又は助成金の交付を受けた選手等に次に掲げる事由が認められたときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な行為が認められた場合
- (2) 本人の意思や怪我等で大会に出場しなかった場合
- (3) その他理事長が認めた場合

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行し、平成31年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行し、令和2年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行し、令和5年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行し、令和8年度事業より適用する。